

吉富町最低制限価格の設定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、吉富町が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（同施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき最低制限価格を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象工事は、競争入札により設計金額が130万円以上の工事の請負契約を締結しようとする場合に定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法等)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする（消費税及び地方消費税の税率が改正された場合は、改正後の税率によるものとする。）。ただし、その額が、予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の算定方法により難しい場合又は特段の事情により、前項の算定方法では適正な競争入札の執行に支障が生じると認められる場合は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜定めるものとする。

3 前2項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知する。

(落札者の決定等)

第5条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者（同価の入札をした者が二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者）を落札者とする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は、事前公表するものとする。

(入札経過の報告)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札書に当該入札者を失格と決定した旨を記載するものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。